

補助終了に向けた権利擁護支援の役割 （厚生労働省）

成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書のポイント②

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

各施策の進捗状況等

ア 地域連携ネットワークづくり・機能強化

- ・ 市町村・都道府県における体制整備の推進（補助事業・研修）
- ・ 全国権利擁護相談窓口を通じた専門的助言の実施
- ・ 成年後見制度利用促進ポータルサイトにおける広報
- ・ 中核機関の整備状況 1,187市町村（R6.4）
- ・ 地域共生社会の在り方検討会議における検討（R6.6～）
- ・ 地域連携ネットワークの関係機関等における相互理解の継続

イ 包括的・多層的な支援体制づくりの促進

- ・ 成年後見制度の関連諸制度間の連携推進に向けた取組

今後の対応

- ・ 市町村によるネットワークづくりへの主体的な取組の継続
- ・ 都道府県による市町村では担えないネットワークづくりの主導
- ・ 地域連携ネットワークの各支援機能の強化に向けた取組の検討、中核機関未整備地域における都道府県の協議会の活用促進 等
- ・ 地域共生社会の在り方検討会議における中核機関の位置づけ・役割・名称に関する検討
- ・ 福祉行政と家庭裁判所における適時適切な連絡を可能とするためのしくみの整備

4 優先して取り組む事項

各施策の進捗状況等

(1) 任意後見制度の利用促進

- ・ 利用促進に向けた周知活動の継続
- ・ 任意後見監督人選任の申立てを促す文書送付・利用状況に関する意識調査の実施（R4.12）

(2) 担い手の確保・育成等の推進

- ・ 市民後見人養成者数 25,607人（R6.4）
- ・ 法人後見実施法人数 1,317法人（R6.4）
- ・ 市町村・中核機関等による親族後見人に対する支援

(3) 市町村長申立ての適切な実施・成年後見制度利用支援事業の推進

- ・ 都道府県・市町村に対する事務連絡の発出（R5.5）

(4) 地方公共団体による行政計画等の策定

- ・ 市町村による計画策定・必要な見直し 1,358市町村（R6.4）
- ・ 都道府県における取組方針の策定 28都道府県（R6.4）

(5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくり

- ・ 市町村向けの相談窓口の設置、専門アドバイザーの配置
- ・ 都道府県による協議会設置状況 37都道府県（R6.4）

今後の対応

(1) 任意後見制度の利用促進

- ・ 周知活動の強化、利用促進のための更なる取組の検討
- ・ 法制審議会における調査審議を踏まえた所要の対応

(2) 担い手の確保・育成等の推進

- ・ 市民後見人の養成推進及び更なる活躍の場の提供の検討
- ・ 法人後見の担い手育成推進及びガイドラインの作成の検討
- ・ 親族後見人に対する支援の充実

(3) 市町村長申立ての適切な実施・成年後見制度利用支援事業の推進

- ・ 都道府県による市町村長申立てに関する研修の見直し
- ・ 地域支援事業・地域生活支援事業の必要な見直しを含めた対応の早期検討

(4) 地方公共団体による行政計画等の策定

- ・ 市町村・都道府県における取組の充実

(5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくり

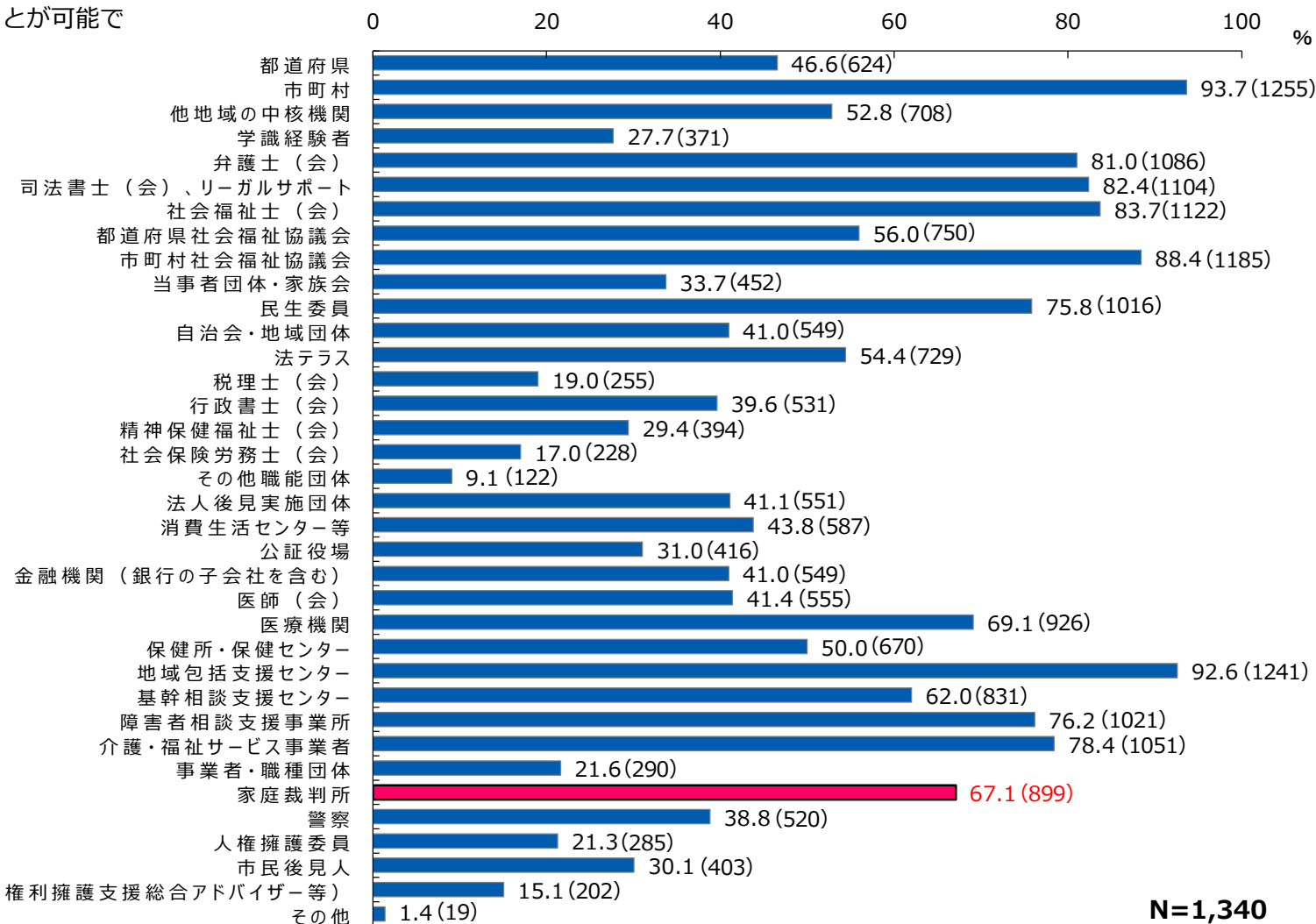
- ・ 専門アドバイザーの配置・活躍の促進等を通じた都道府県の更なる機能強化を推進

1. 市町村・中核機関における家庭裁判所との連携状況①

中核機関を整備済みの1,340市町村における個別事案の連携先を見ると、家庭裁判所と連携可能としている市町村は67.1%（899件、N=1,340）である。

問：個別事案への支援において、現状のしくみや関係性で、中核機関が連携することが可能である機関・団体等（複数回答）

調査対象：全1,741市町村 調査時点：令和7年4月1日



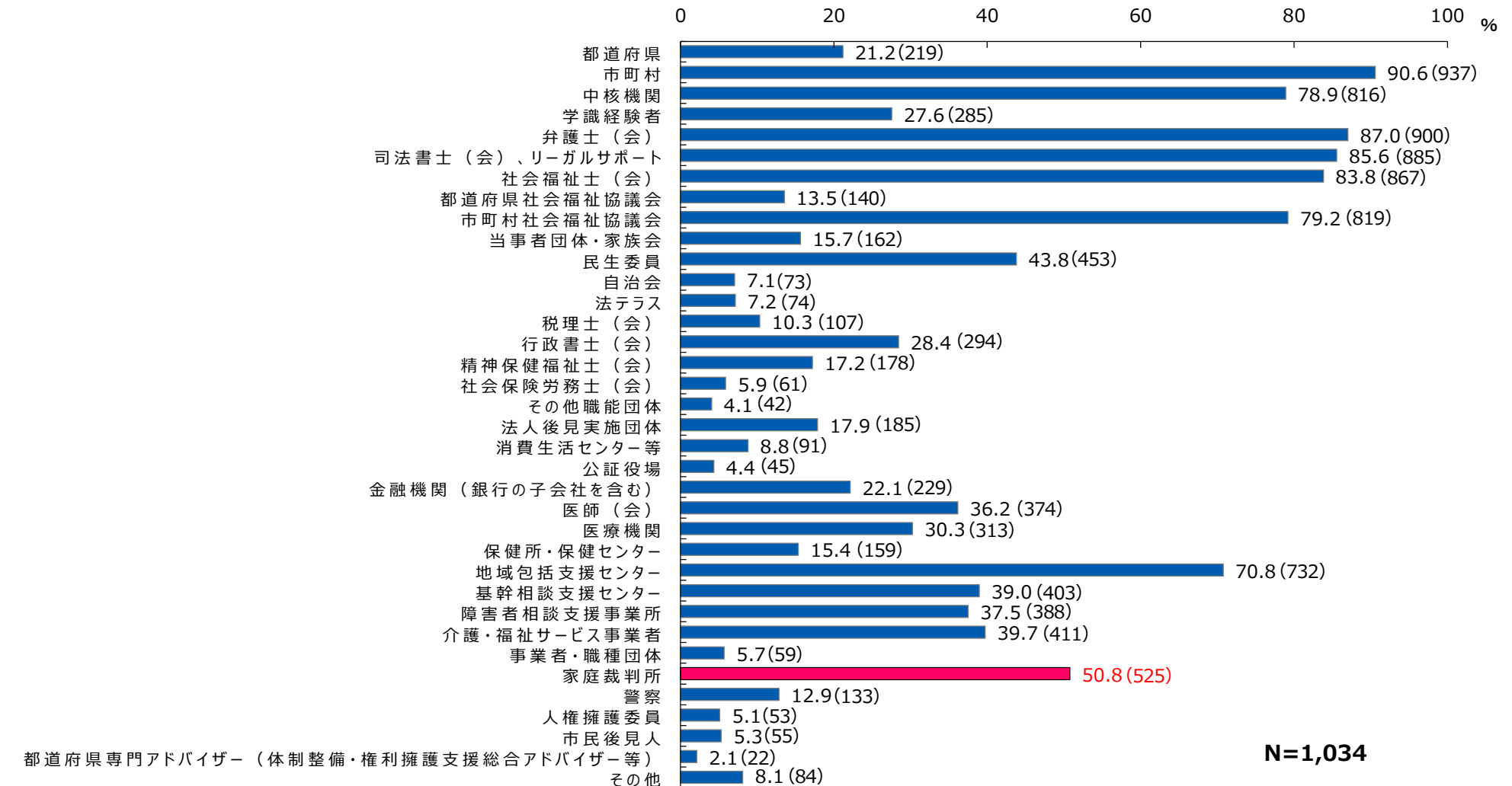
N=1,340

1. 市町村・中核機関における家庭裁判所との連携状況②

協議会を設置済みの1,034市町村のうち、家庭裁判所がオブザーバーとして参加している市町村は50.8%（525件、N=1,034）であり、家庭裁判所との連携を協議会の場に組み込んでいる市町村は一定数見られる。

問：協議会の構成員、構成団体（複数回答）

調査対象：全1,741市町村 調査時点：令和7年4月1日

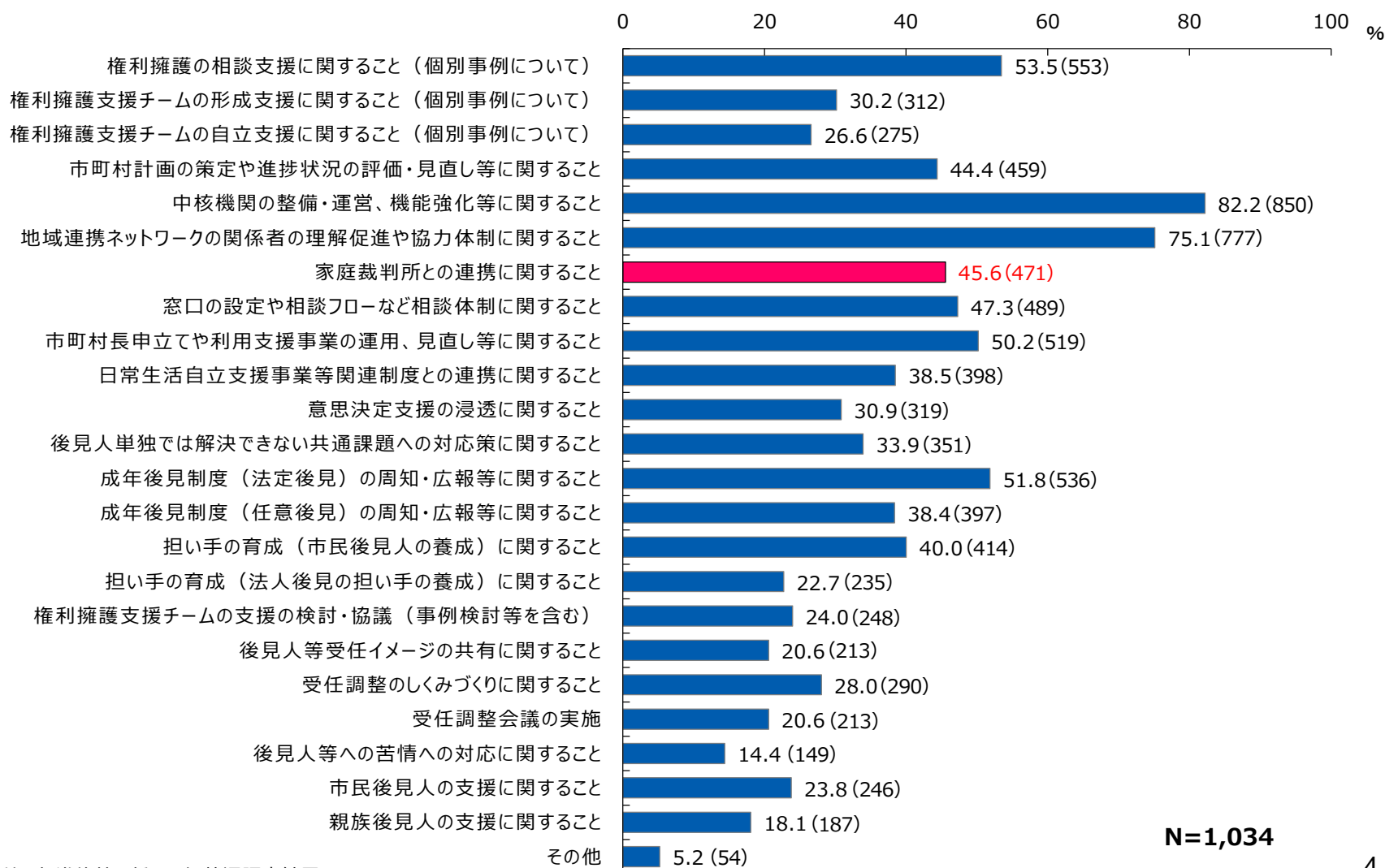


1. 市町村・中核機関における家庭裁判所との連携状況③

協議会の検討内容では、家庭裁判所との連携が45.6%（471件、N=1,034）で扱われている。

問：協議会における検討事項（複数回答）

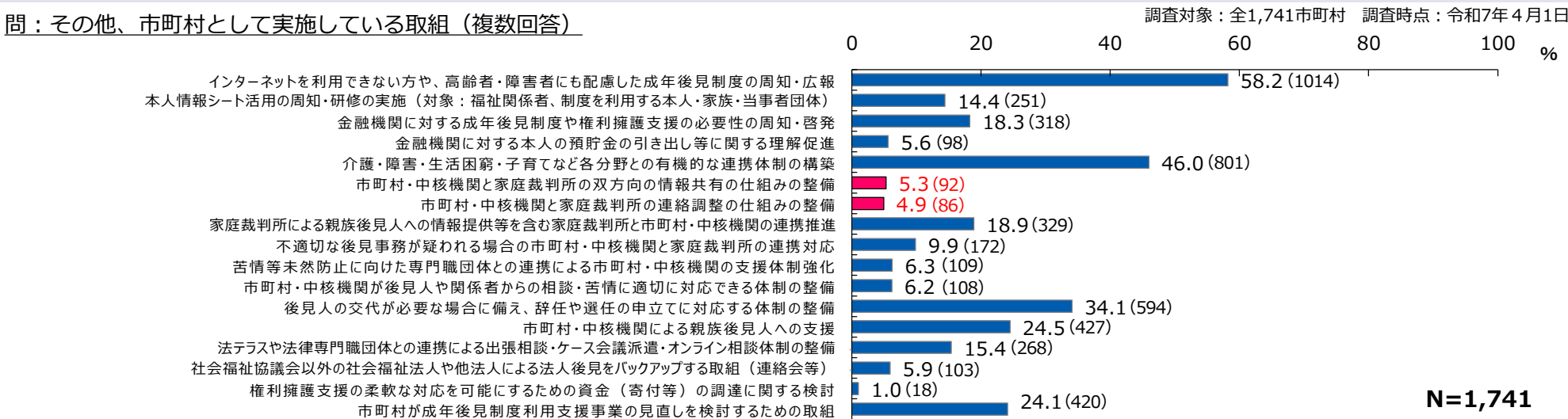
調査対象：全1,741市町村 調査時点：令和7年4月1日



1. 市町村・中核機関における家庭裁判所との連携状況④

全1,741市町村における具体的な連携体制を見ると、市町村・中核機関と家庭裁判所との双方向の情報共有の仕組み（福祉・行政等と家庭裁判所で適時・適切な連絡を可能とするための仕組み）を整備している市町村は5.3%（92件、N=1,741）、連絡調整の仕組み（意見交換会等の仕組み）を整備している市町村は4.9%（86件、N=1,741）。

問：その他、市町村として実施している取組（複数回答）



	中核機関整備済		中核機関未整備	
	N=1,340		N=401	
	件数	割合	件数	割合
インターネットを利用できない方や、高齢者・障害者にも配慮した成年後見制度の周知・広報	818	61.0	196	48.9
本人情報シート活用の周知・研修の実施（対象：福祉関係者、制度を利用する本人・家族・当事者団体）	226	16.9	25	6.2
金融機関に対する成年後見制度や権利擁護支援の必要性の周知・啓発	303	22.6	15	3.7
金融機関に対する本人の預貯金の引き出し等に関する理解促進	93	6.9	5	1.2
介護・障害・生活困窮・子育てなど各分野との有機的な連携体制の構築	640	47.8	161	40.1
市町村・中核機関と家庭裁判所の双方向の情報共有の仕組みの整備	85	6.3	7	1.7
市町村・中核機関と家庭裁判所の連絡調整の仕組みの整備	72	5.4	14	3.5
家庭裁判所による親族後見人への情報提供等を含む家庭裁判所と市町村・中核機関の連携推進	314	23.4	15	3.7
不適切な後見事務が疑われる場合の市町村・中核機関と家庭裁判所の連携対応	168	12.5	4	1.0
苦情等未然防止に向けた専門職団体との連携による市町村・中核機関の支援体制強化	106	7.9	3	0.7
市町村・中核機関が後見人や関係者からの相談・苦情に適切に対応できる体制の整備	107	8.0	1	0.2
後見人の交代が必要な場合に備え、辞任や選任の申立てに対応する体制の整備	534	39.9	60	15.0
市町村・中核機関による親族後見人への支援	402	30.0	25	6.2
法テラスや法律専門職団体との連携による出張相談・ケース会議派遣・オンライン相談体制の整備	230	17.2	38	9.5
社会福祉協議会以外の社会福祉法人や他法人による法人後見をバックアップする取組（連絡会等）	94	7.0	9	2.2
権利擁護支援の柔軟な対応を可能にするための資金（寄付等）の調達に関する検討	17	1.3	1	0.2
市町村が成年後見制度利用支援事業の見直しを検討するための取組	337	25.1	83	20.7

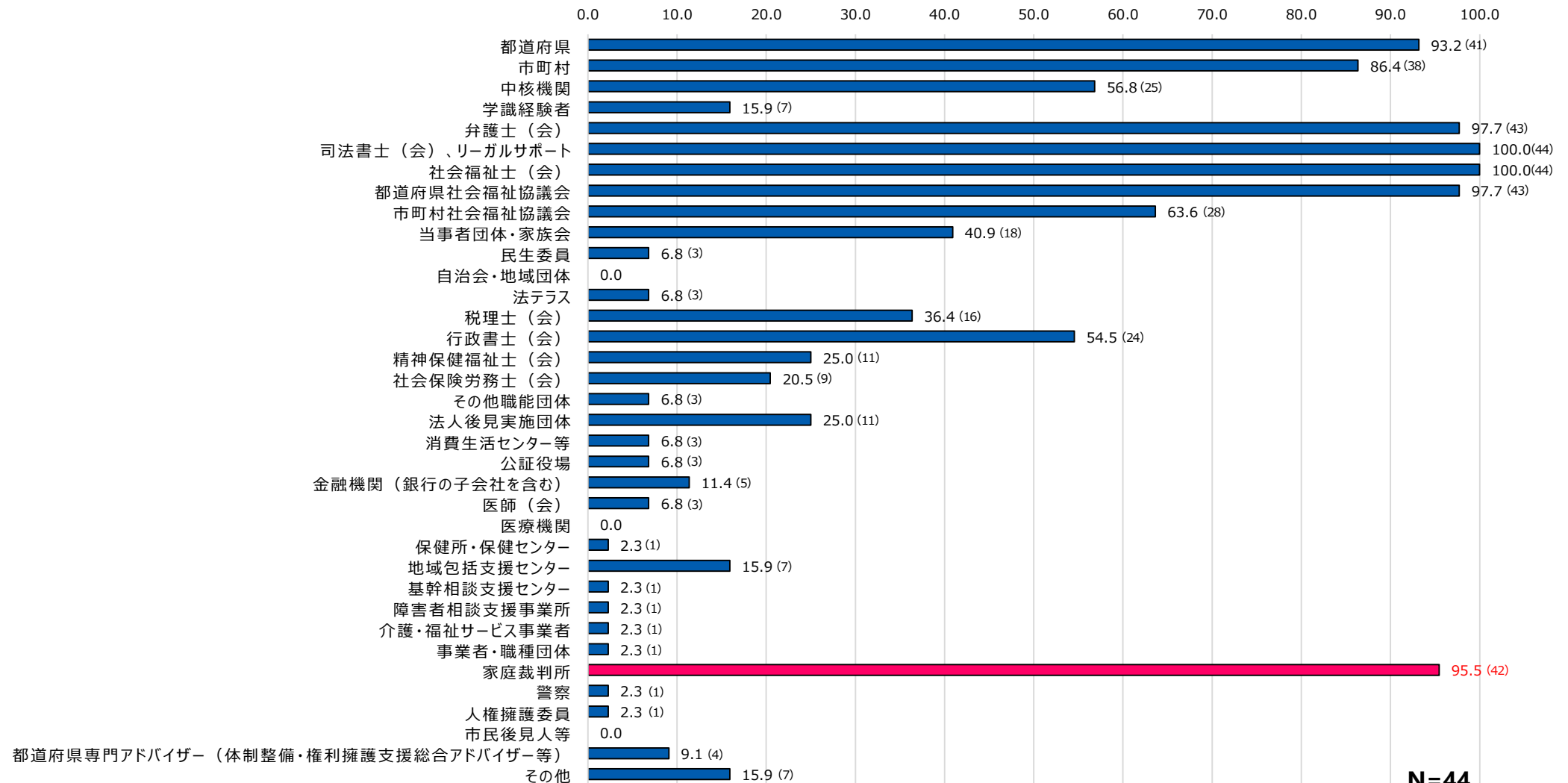
出典：令和7年度 成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果

2. 都道府県における家庭裁判所との連携状況①

都道府県の協議会は、47都道府県のうち44都道府県で設置されている。協議会を設置している44都道府県のうち、家庭裁判所がオブザーバーとして参加している都道府県は42都道府県である。

問：都道府県単位の協議会の構成員・団体（複数回答）

調査対象：全47都道府県 調査時点：令和7年4月1日



N=44

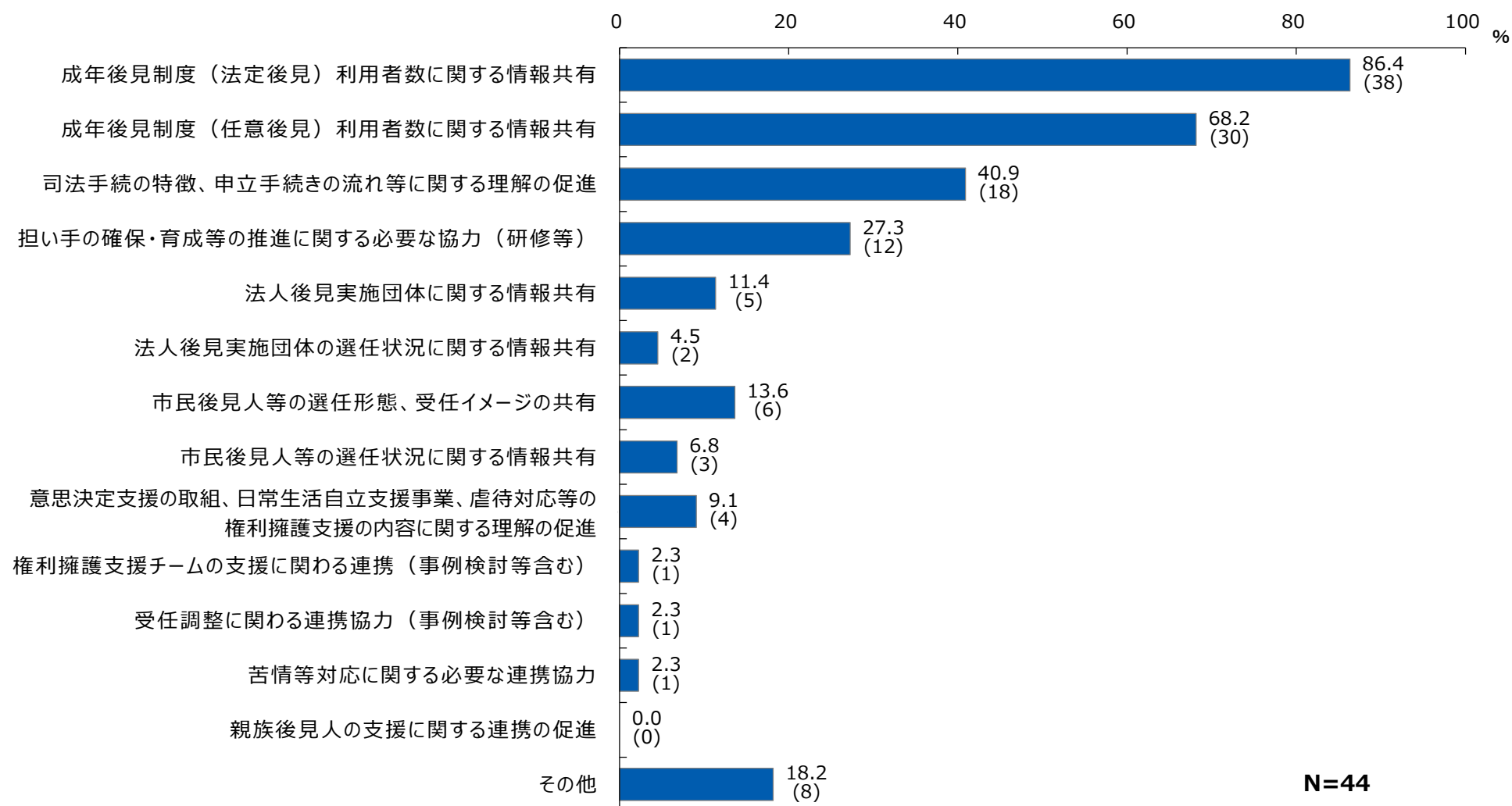
出典：令和7年度 成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果

2. 都道府県における家庭裁判所との連携状況②

協議会を設置している全ての都道府県で、家庭裁判所との情報共有や理解の促進など、何らかの連携が行われている。

問：都道府県単位の協議会における家庭裁判所との連携内容（複数回答）

調査対象：全47都道府県 調査時点：令和7年4月1日

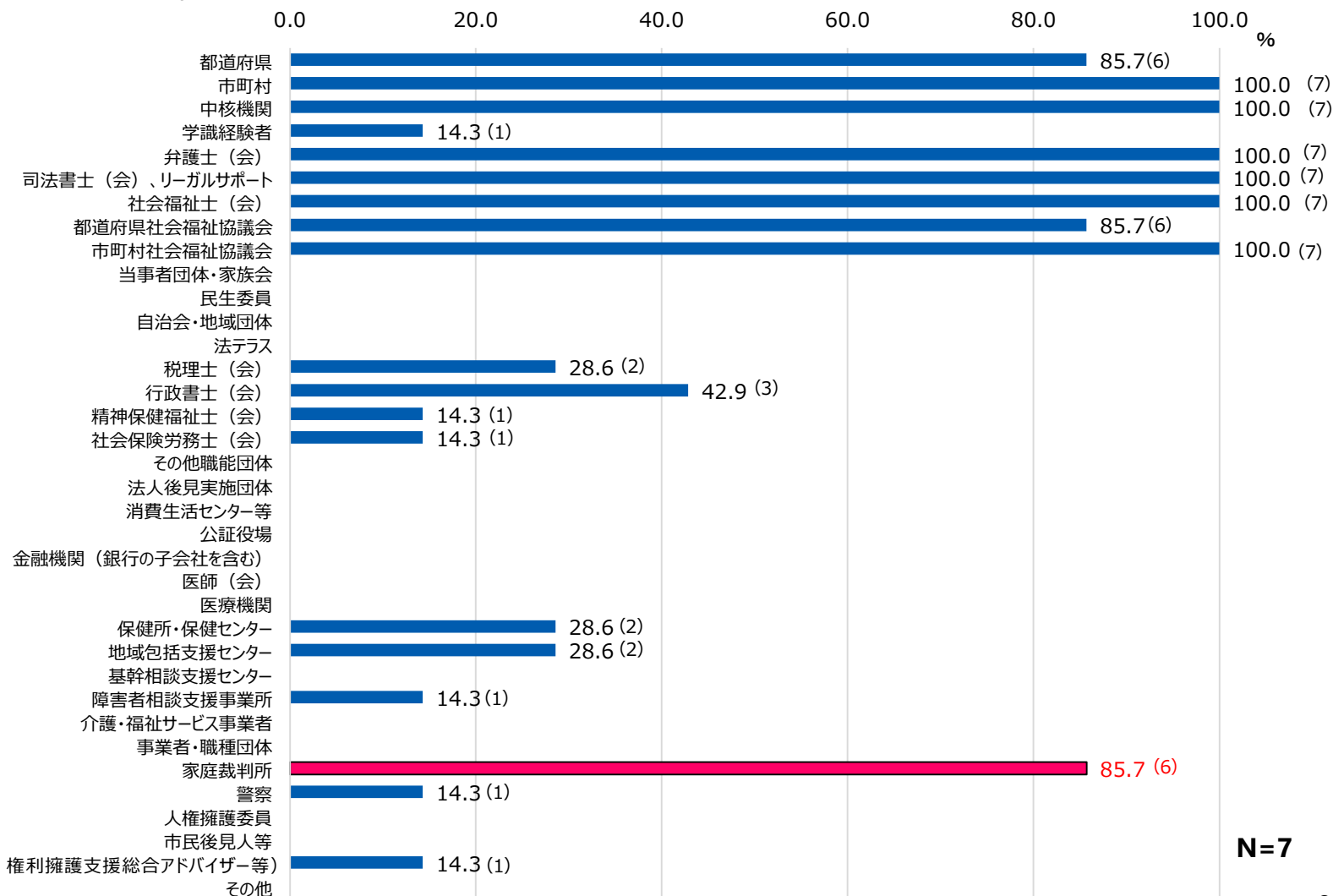


2. 都道府県における家庭裁判所との連携状況③

都道府県における圏域単位の協議会を設置している都道府県は14.9%（7件、N=47）であり、そのほとんどで家庭裁判所がオブザーバーとして参加している。

問：圏域単位の協議会の構成員・団体（複数回答）

調査対象：全47都道府県 調査時点：令和7年4月1日

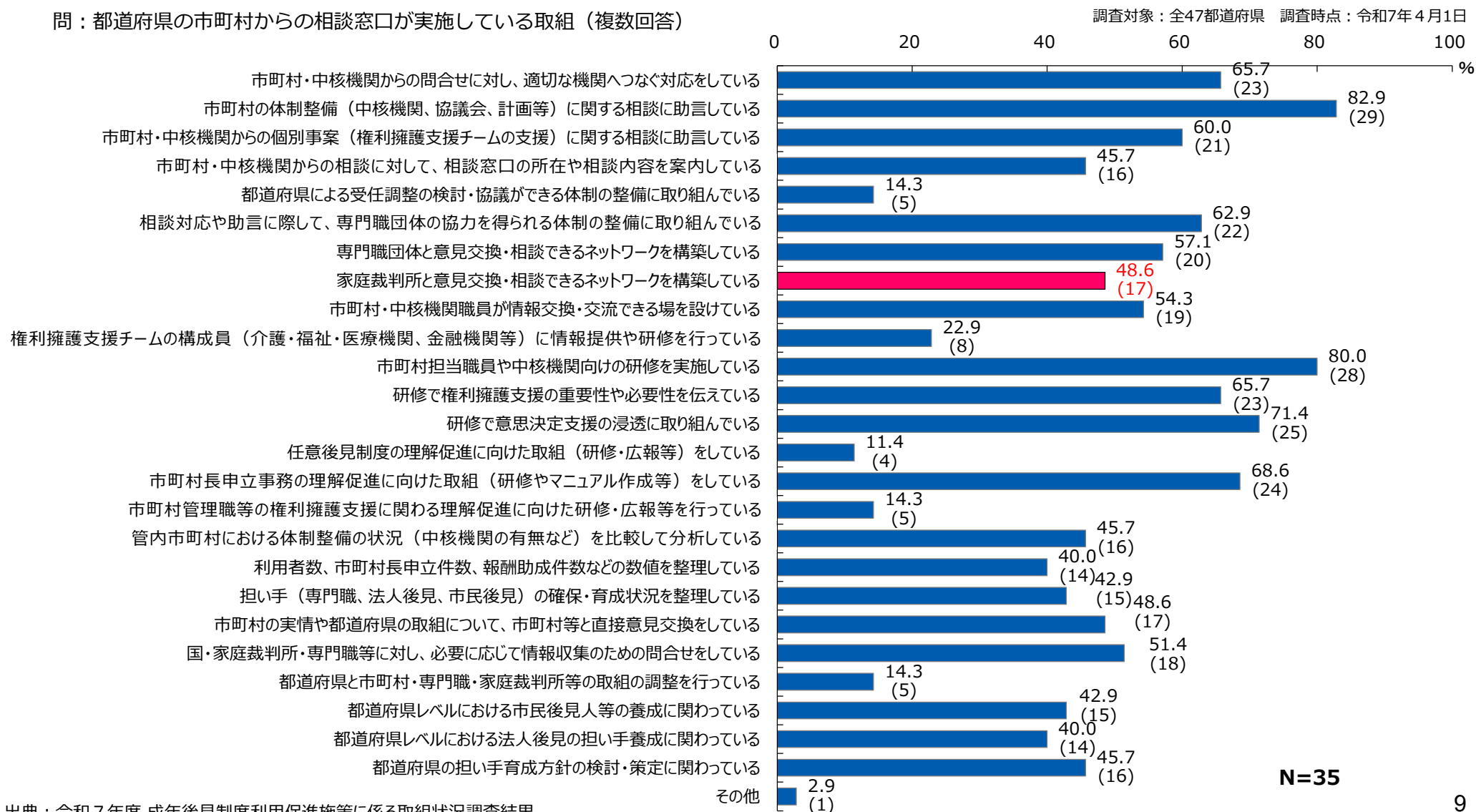


N=7

2. 都道府県における家庭裁判所との連携状況④

都道府県が設置する市町村からの相談窓口は、47都道府県のうち74.5%（35件、N=47）で整備されている。市町村からの相談窓口を整備している35都道府県では、48.6%（17件、N=35）が家庭裁判所とのネットワーク構築に取り組んでいる。

問：都道府県の市町村からの相談窓口が実施している取組（複数回答）

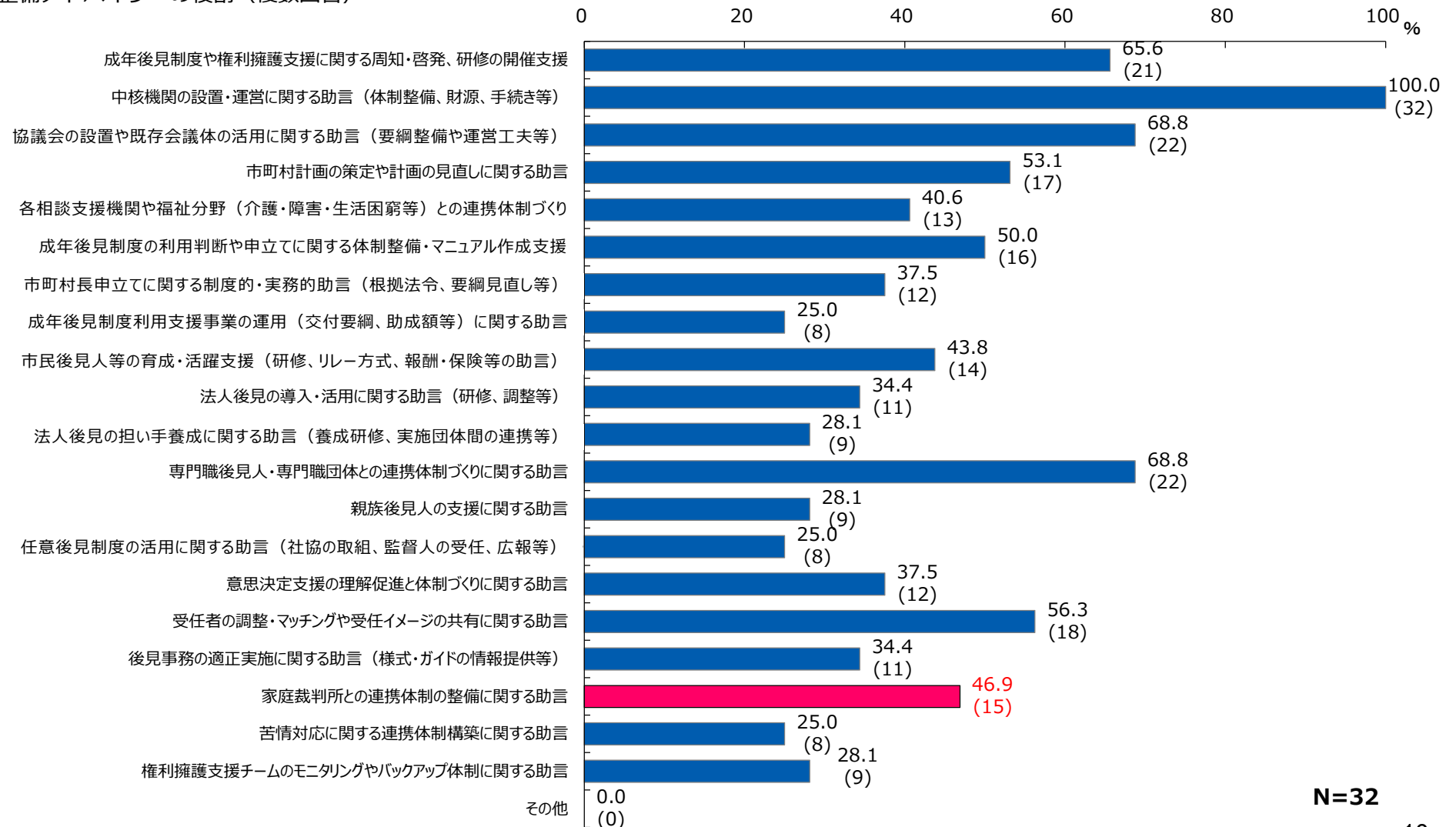


2. 都道府県における家庭裁判所との連携状況⑤

体制整備アドバイザーを配置している都道府県が68.1%（32件、N=47）である。体制整備アドバイザーを配置している都道府県のうち、その役割として、家庭裁判所との連携に関する助言を含めているものが46.9%（15件、N=32）である。

問：体制整備アドバイザーの役割（複数回答）

調査対象：全47都道府県 調査時点：令和7年4月1日



N=32

3. 家庭裁判所との連携において求められる本人情報の整理・共有

- 家庭裁判所との連携は、単に協議会等を通じた一般的な連携にとどまらず、個別事案において福祉側が把握している本人情報を、権利擁護支援チームや中核機関を通じて整理し、適切に接続していく視点が重要となる。
- この点に関しては、本人を支える福祉関係者が、本人の日常生活・社会生活の状況や支援の状況等を整理し、医師の診断の補助資料のほか、家庭裁判所における後見人等の選任の検討資料、チームによる後見事務の見直し等の参考資料として活用するものとして、関係省庁等で連携して本人情報シートの活用促進が図られている。

本人情報シート（成年後見制度用）

※ この書面は、本人の判断能力等に関して医師が診断を行う際の補助資料として活用するとともに、家庭裁判所における審理のために提出していただくことを想定しています。
※ この書面は、本人を支える福祉関係者の方によって作成されることを想定しています。
※ 本人情報シートの内容についてさらに確認したい点がある場合には、医師や家庭裁判所から問合せがされることもあります。

作成日 年 月 日

本人 氏 名： _____ 生年月日： _____ 年 月 日	作成者 氏 名： _____ 印 職業(資格)： _____ 連絡先： _____ 本人との関係： _____
--	--

1 本人の生活場所について
☐ 自宅（自宅での福祉サービスの利用 ☐ あり ☐ なし）
☐ 施設・病院
→ 施設・病院の名称 _____
住所 _____

2 福祉に関する認定の有無等について
☐ 介護認定（認定日： _____ 年 月）
☐ 要支援（1・2） ☐ 要介護（1・2・3・4・5）
☐ 非該当
☐ 障害支援区分（認定日： _____ 年 月）
☐ 区分（1・2・3・4・5・6） ☐ 非該当
☐ 療育手帳・愛の手帳など（手帳の名称 _____）（判定 _____）
☐ 精神障害者保健福祉手帳（1・2・3 級）

3 本人の日常・社会生活の状況について
(1) 身体機能・生活機能について
☐ 支援の必要はない ☐ 一部について支援が必要 ☐ 全面的に支援が必要
(今後、支援等に関する体制の変更や追加的対応が必要な場合は、その内容等)

(2) 認知機能について
目によって変動することがあるか： ☐ あり ☐ なし
※ 以下のアからエまででチェックしてください（ありの場合は、良い状態を念頭にチェックしてください）。
エの項目は裏面にあります。

ア 日常的な行為に関する意思の伝達について
☐ 意思を他者に伝達できる ☐ 伝達できない場合がある
☐ ほとんど伝達できない ☐ できない

イ 日常的な行為に関する理解について
☐ 理解できる ☐ 理解できない場合がある
☐ ほとんど理解できない ☐ 理解できない

ウ 日常的な行為に関する短期的な記憶について
☐ 記憶できる ☐ 記憶していない場合がある
☐ ほとんど記憶できない ☐ 記憶できない

1/2

エ 本人が家族等を認識できているかについて
☐ 正しく認識している ☐ 認識できていないところがある
☐ ほとんど認識できていない ☐ 認識できていない

(3) 日常・社会生活上支援となる行動障害について
☐ 支援となる行動はない ☐ 支援となる行動はほとんどない
☐ 支援となる行動がときどきある ☐ 支援となる行動がある
(行動障害に関して支援を必要とする場面があれば、その内容、頻度等)

(4) 社会・地域との交流頻度について
☐ 週1回以上 ☐ 月1回以上 ☐ 月1回未満

(5) 日常の意思決定について
☐ できる ☐ 特別な場合を除いてできる ☐ 日常的に困難 ☐ できない

(6) 金銭の管理について
☐ 本人が管理している ☐ 親族又は第三者の支援を受けて本人が管理している
☐ 親族又は第三者が管理している
(支援・管理を受けている場合には、その内容・支援者（管理者）の氏名等)

4 本人にとって重要な意思決定が必要となる日常・社会生活上の課題
(※ 課題については、現に生じているものに加え、今後生じ得る課題も記載してください。)

5 家庭裁判所に成年後見制度の利用について申立てをすることに関する本人の認識
☐ 申立てをすることを説明しており、知っている。
☐ 申立てをすることを説明したが、理解できていない。
☐ 申立てをすることを説明しておらず、知らない。
☐ その他
(上記チェックボックスを選択した理由や背景事情等)

6 本人にとって望ましいと考えられる日常・社会生活上の課題への対応策
(※御意見があれば記載してください。)

2/2

(令和4年10月版)

本人情報シート (成年後見制度用)

引用：裁判所ウェブサイト「成年後見制度における
診断書作成の手引・本人情報シート作成の手引」
[https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_kazi/
kazi_09_02/index.html](https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_kazi/kazi_09_02/index.html)

3. 市町村における本人情報シートの活用に関連する取組の状況

全1,741市町村を対象とした地域連携ネットワークの構築状況を見ると、「診断書や本人情報シートなどの必要書類の収集・情報整理を関係機関で役割分担できる体制」は56.3%（981件、N=1,741）である。

問：市町村における個別事案に対する権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築状況（複数回答）

調査対象：全1,741市町村 調査時点：令和7年4月1日

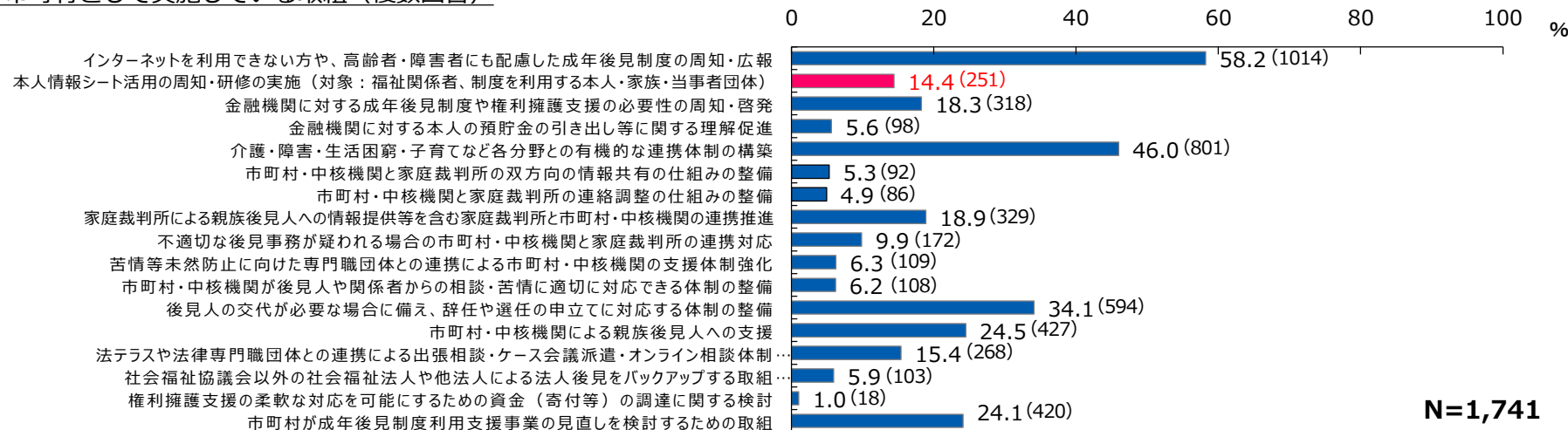
		中核機関整備済		中核機関未整備	
		N=1,340		N=401	
		件数	割合	件数	割合
成年後見制度の利用前	権利擁護の相談支援				
	本人および関係者が成年後見制度（任意後見制度を含む、以下制度と略）を理解できるような周知・広報体制	1,157	86.3	234	58.4
	本人および関係者が制度以外の権利擁護支援の仕組みを理解できるような周知・広報体制	804	60.0	130	32.4
	制度の相談窓口が本人および関係者に示され、相談しやすい環境が整っている体制	1,117	83.4	193	48.1
	本人の関係者が日常的に本人の状態や生活状況等を把握できる体制	640	47.8	106	26.4
	本人の関係者が本人の課題を把握した際に、各種相談支援機関へつなぐことができる体制	1,046	78.1	209	52.1
	各種相談支援機関が、地域連携ネットワークの関係機関（以下関係機関と略）と連携して相談対応できる体制	888	66.3	114	28.4
	各種相談支援機関が、本人の意思・価値観・判断能力・生活状況等の情報を把握できる体制	649	48.4	116	28.9
	必要に応じて関係機関や専門職がケース会議等に参加し、情報共有と権利擁護支援ニーズの整理・検討を行える体制	1,012	75.5	174	43.4
	制度利用が必要と判断された場合に、本人を制度につなぐ支援が行える体制	1,131	84.4	214	53.4
成年後見制度の準備から 後見人等の選任まで 後見人の選任後	権利擁護支援チームの形成支援				
	制度利用が不要と判断された場合にも、本人の見守り体制の構築や他支援へのつなぎが行える体制	922	68.8	163	40.6
	本人の判断能力や支援状況の変化に応じて、課題を整理しやすい体制	690	51.5	99	24.7
	本人の意思決定支援と保護の観点から制度の利用適否や他支援へのつなぎ直しを検討する体制	739	55.1	106	26.4
	支援方針検討前に、制度の内容等を本人に事前に説明できる体制	870	64.9	136	33.9
	支援方針検討前に、本人の意向を確認する機会を設けられる体制	835	62.3	128	31.9
	本人の意向や状態、親族関係等を踏まえて、市町村長申立ても含めた申立人の調整が行える体制	1,011	75.4	183	45.6
	診断書や本人情報シートなど必要書類の収集や申立書に記載する情報の整理等を関係機関で役割分担できる体制	856	63.9	125	31.2
	支援方針に基づいて、課題や役割、後見類型、代理・同意行為、財産状況等の整理を行う体制	688	51.3	75	18.7
	本人が抱える課題解決後の後見人等交代の方向性を検討する体制	397	29.6	34	8.5
	地域の担い手（専門職後見、市民後見、法人後見等）の状況を踏まえて受任調整が検討できる体制	577	43.1	31	7.7
	関係機関が、後見人等選任までの一時的な支援を分担できる体制	543	40.5	70	17.5
	本人と後見人等候補者が、必要な場合に面談できる体制	547	40.8	68	17.0
	後見人等が加わった支援チームが、申立て後に支援方針や役割を共有できる体制	639	47.7	63	15.7
	制度利用開始時に、支援チームのモニタリング時期を設定できる体制	288	21.5	21	5.2
	制度利用開始時に、支援チームのバックアップ支援の要否を検討できる体制	341	25.4	25	6.2
自立支援	権利擁護支援チームの自立支援				
	後見人等や関係者が支援に関する相談や助言を受けられる体制	737	55.0	82	20.4
	支援チームの自立状況を定期的に確認し、支援の終結や再支援を判断できる体制	245	18.3	20	5.0

3. 市町村における本人情報シート活用の周知・研修の状況

全1,741市町村のうち、福祉関係者、制度を利用する本人・家族・当事者団体等に対する「本人情報シート活用の周知・研修の実施」に取り組んでいる市町村は14.4%（251件、N=1,741）である。

問：その他、市町村として実施している取組（複数回答）

調査対象：全1,741市町村 調査時点：令和7年4月1日



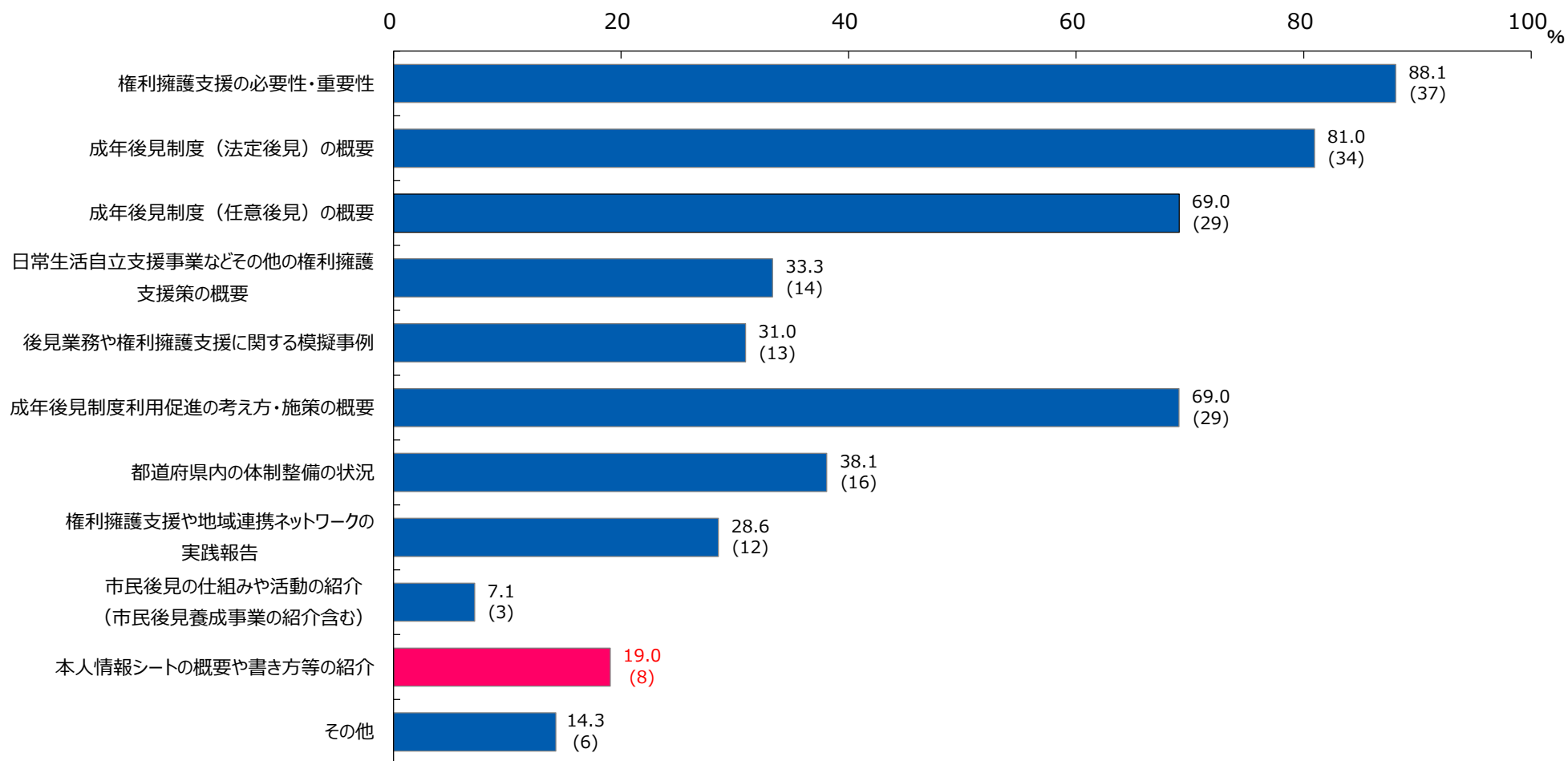
	中核機関整備済		中核機関未整備	
	N=1,340		N=401	
	件数	割合	件数	割合
インターネットを利用できない方や、高齢者・障害者にも配慮した成年後見制度の周知・広報	818	61.0	196	48.9
本人情報シート活用の周知・研修の実施（対象：福祉関係者、制度を利用する本人・家族・当事者団体）	226	16.9	25	6.2
金融機関に対する成年後見制度や権利擁護支援の必要性の周知・啓発	303	22.6	15	3.7
金融機関に対する本人の預貯金の引き出し等に関する理解促進	93	6.9	5	1.2
介護・障害・生活困窮・子育てなど各分野との有機的な連携体制の構築	640	47.8	161	40.1
市町村・中核機関と家庭裁判所の双方向の情報共有の仕組みの整備	85	6.3	7	1.7
市町村・中核機関と家庭裁判所の連絡調整の仕組みの整備	72	5.4	14	3.5
家庭裁判所による親族後見人への情報提供等を含む家庭裁判所と市町村・中核機関の連携推進	314	23.4	15	3.7
不適切な後見事務が疑われる場合の市町村・中核機関と家庭裁判所の連携対応	168	12.5	4	1.0
苦情等未然防止に向けた専門職団体との連携による市町村・中核機関の支援体制強化	106	7.9	3	0.7
市町村・中核機関が後見人や関係者からの相談・苦情に適切に対応できる体制の整備	107	8.0	1	0.2
後見人の交代が必要な場合に備え、辞任や選任の申立てに対応する体制の整備	534	39.9	60	15.0
市町村・中核機関による親族後見人への支援	402	30.0	25	6.2
法テラスや法律専門職団体との連携による出張相談・ケース会議派遣・オンライン相談体制の整備	230	17.2	38	9.5
社会福祉協議会以外の社会福祉法人や他法人による法人後見をバックアップする取組（連絡会等）	94	7.0	9	2.2
権利擁護支援の柔軟な対応を可能にするための資金（寄付等）の調達に関する検討	17	1.3	1	0.2
市町村が成年後見制度利用支援事業の見直しを検討するための取組	337	25.1	83	20.7

4. 都道府県における本人情報シートに関する研修の状況

研修面では、成年後見制度や権利擁護支援の必要性に関する研修を実施している都道府県は42都道府県である。そのうち、研修内容に「本人情報シートの概要や書き方等の紹介」を盛り込んでいる都道府県は19.0%（8件、N=42）となっている。

問：成年後見制度や権利擁護支援の必要性に関する研修の内容（複数回答）

調査対象：全47都道府県 調査時点：令和7年4月1日



N=42

5. 社会保障審議会福祉部会報告書（概要）

令和7年12月18日
（概要）社会保障審議会福祉部会報告書（抜粋）

【議論の観点】

- ・ 2040年に向け、人口減少・単身世帯の増加等の社会情勢の変化や多様化・複雑化する福祉ニーズ、人口構造や世帯構成の変化スピードの地域差、地域における支え合い機能の脆弱化への対応が課題
- ・ 全ての市町村で、多様な地域生活課題の解決に向けて、福祉分野を超えた連携や地域との協働を進め、包括的な支援体制の整備を強力に推進していく必要
- ・ 地域と行政が一丸となり、地域の資源を最大限活用し、地域住民、関係者が皆で共に地域を創り上げるため、誰も取り残されることなく地域で支え合う社会を目指す地域共生社会のさらなる実現・深化を行うことが重要

1. 地域共生社会の更なる展開について

① 包括的な支援体制整備に向けた対応

- ・ 包括的な支援体制整備のために市町村が実施すべき施策の明確化
（1）地域住民同士の支え合い推進のための環境整備、（2）支援関係機関同士の連携体制整備、（3）地域住民と支援関係機関の協働体制整備

- ・ 支援会議を活用可能な市町村の拡大（※）、市町村が地域の見守り等に協力する団体を委嘱できる仕組みの創設

※ 重層的支援体制整備事業を実施していない市町村にも拡大

- ・ 重層的支援体制整備事業の質の向上に向けた事業評価の導入
- ・ 生活困窮者自立支援制度の対象として、頼れる身寄りがない高齢者等が含まれることの明確化等

② 過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組み

- ・ 過疎地域等における包括的な支援体制整備を推進するための新たな仕組みの創設

福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の配置基準を縦割りの基準から分野横断的な基準に柔軟化、地域との協働促進を図る事業を実施

③ 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化

- ・ 地域共生社会の実現に向けた行政責務・役割を明確化
- ・ 福祉以外分野との連携・協働の強化

2. 頼れる身寄りがない高齢者等への対応、成年後見制度の見直しへの対応について

① 新たな第二種社会福祉事業の創設

- ・ 頼れる身寄りがない高齢者等に対する「日常生活支援」「円滑な入院等の手続支援」「死後事務の支援」を行う事業を第二種社会福祉事業に位置付ける

② 中核機関の位置付け等

- ・ 権利擁護支援のコーディネートや関係機関の連携強化等を行う事務を市町村の努力義務化
- ・ 上記事務を担う中核機関の法定化

5. 社会保障審議会福祉部会報告書 中核機関の位置づけ等について ①

令和7年12月18日
(概要) 社会保障審議会福祉部会報告書(抜粋)

(現状と課題)

＜中核機関の整備の現状とその課題への対応＞

- これまで各市町村において中核機関の整備が進められてきたものの、中核機関を整備済みである市町村は、1,187市町村(約68.2%)に留まり(令和6年4月1日現在)、特に人口規模が小さい市町村ほど整備が進んでおらず、157市町村(約9%)についてはいまだ整備予定が未定となっている。また、中核機関には法的根拠がなく、その権限等が曖昧であるため、権利擁護支援を行う場面における個人情報取得・共有や会議開催等、権利擁護支援チームに対する支援のコーディネートを行う際や、権利擁護支援の地域連携ネットワークの関係機関と協力・連携を行う上で課題があるとの指摘がある。
- 本年6月に公表された「規制改革実施計画」(令和7年6月13日閣議決定)では、中核機関の名称が地域ごとに異なっており、一般に認知しづらいとの指摘があることを踏まえ、中核機関の位置付けや名称について法改正を含めて検討すべき等とする方針が示されている。

＜成年後見制度の見直しを踏まえた対応＞

- 令和6年4月以降、法制審議会民法(成年後見等関係)部会において成年後見制度の見直しに向けた調査審議が行われている。本年6月にとりまとめられた「民法(成年後見等関係)等の改正に関する中間試案」では、家庭裁判所において後見等の終了等を判断するに当たり、「家庭裁判所は、市町村等に対し、〔本人の保護の状況その他必要な事項につき〕意見を求めることができる旨の規律を設けるとの考え方について、引き続き、検討する」とされている。

(対応の方向性)

- 中核機関の整備状況等や政府内でなされた閣議決定等を踏まえ、以下のとおり対応することが必要である。

＜市町村における業務の整理・明確化＞

- 成年後見制度の見直しの内容次第ではあるが、市町村は、家庭裁判所から後見人等の選任・交代・終了等の審判に当たって意見を求められた場合には、必要な範囲で、適時・適切に応答を行う(※1・2)。
なお、制度化に当たっては、照会の基準等を明確なものにするとともに、地方公共団体に過度な負担が生じてしまうことがないようにすべきとの意見があった(※3)。

- ※1 家庭裁判所からの意見照会を契機として本人を支えるチームが形成され、本人の権利擁護支援を図ることに繋がるケースもあれば、地域において本人を支える支援が見込めず、意見照会に関わる有意な情報も保有していないケースも考えられ、後者の場合にはその旨だけを回答すれば足り、新たな調査の実施等までは要しない取扱いとすることを想定している。
- ※2 現行法制上、家事事件手続法(平成23年法律第52号)等の規定に基づき、家庭裁判所は必要に応じて市町村に対し事実の調査を行うことが可能である。
- ※3 法制審議会民法(成年後見等関係)部会第29回会議(令和7年11月14日開催)の部会資料28では、「意見聴取に当たっては、市町村等に意見を聴く必要がある事案に限ってされるべきであり、運用上もその点への留意が必要」との説明がされている。

5. 社会保障審議会福祉部会報告書 中核機関の位置づけ等について ②

令和7年12月18日
(概要) 社会保障審議会福祉部会報告書(抜粋)

(対応の方向性)

- 判断能力が不十分な者が、成年後見制度や新たな第二種社会福祉事業も含めた地域における権利擁護支援策を適切に利用できるよう、市町村は、以下の①及び②に掲げる各事務を実施するよう努めるものとする。なお、市町村は、事務の実施に係る方針（事務の目的、実施体制、その他事務の実施に当たって必要と考えられる事項（研修等）等）を示して、市町村社会福祉協議会等に対し、その全部又は一部を委託することができるものとする。
 - ① 本人や支援関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度の利用に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを行う事務（※4）
 - ② 専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートを行う事務（会議体の運営等）
- ※4 第二期基本計画に定める権利擁護支援の地域連携ネットワークが有する3つの支援機能（「権利擁護の相談支援機能」「権利擁護支援チームの形成支援機能」「権利擁護支援チームの自立支援機能」）を念頭に置いた事務である。

<中核機関の位置付け等>

- 前記<市町村における業務の整理・明確化>の1点目の対応及び2点目の各事務を実施し、地域における権利擁護支援に関する相談支援の中核的な役割を担う機関として、市町村は「権利擁護支援推進センター」(※5)を設置することができる（※6・7）。
また、同センターでは、相談者等の個人情報扱うため、その職員（職員であった者等を含む。）に守秘義務を課すものとする。
- ※5 中核機関の名称は、地域共生社会の在り方検討会議の中間とりまとめを踏まえた提案であり、これを基本としつつ、引き続き検討されることが必要である。
- ※6 従前同様、広域単位での設置等も可能とする。
- ※7 単独でセンターを整備することが難しい小規模市町村については、都道府県による支援も活用しながら、必要な支援体制を整備することができるようにする。

<会議体の設置等>

- 加えて、市町村は、個別事案に関する支援方針の検討等(※8)を行うため、地域で判断能力が不十分な者の支援等に関わる関係機関等で構成する会議体を設置することができる。
会議体は、社会福祉法に規定する支援会議をはじめ、高齢者福祉・障害者福祉・生活困窮等の他分野の会議体と相互に連携を図るよう努めるものとする。
また、会議体はその構成員に対し、検討に必要な資料や情報の提供等の協力を求めることができるものとするとともに、個別事案に係る個人情報を取り扱うこともあるため、その構成員（構成員であった者等を含む。）に守秘義務を課すものとする。
- ※8 地域の実情等に応じ、権利擁護支援の地域連携ネットワークの関係機関における協力・連携強化のための支援体制の整備に関する検討等を取り扱うことも可能である。

6. 令和6年3月「その手があったか！ 47都道府県 中核機関の取組事例集」発行

厚労省委託事業 令和5年度任意後見・補助・保佐等の広報・相談強化・広報啓発一式（各種広報分）



権利擁護の相談支援機能に関する取組

権利擁護支援チームの形成支援機能に関する取組

権利擁護支援チームの自立支援機能に関する取組

中核機関の立ち上げ事例

都道府県の取組事例

地域連携ネットワークの強化に係る取組
p164~

家庭裁判所との連携体制の確保

- 市民後見人の選任増加に向け、**家庭裁判所との相互理解を強化**
(岩手県釜石市・遠野市・大槌町 釜石・遠野地域成年後見センター)
- 対面協議や電話で家庭裁判所とこまめに相談・情報共有**
(三重県伊賀市・名張市 伊賀地域福祉後見サポートセンター)
- 意見交換会や受任調整会議傍聴を実施し家庭裁判所と連携強化**
(鳥取県鳥取市・岩美町・八頭町・若桜町 とっとり東部権利擁護支援センター)

7. 中核機関（地域権利擁護相談支援センター）の運営マニュアルの策定に向けた調査研究

令和8年度 社会福祉推進事業（事業実施団体：公益社団法人 日本社会福祉士会）

（１）目的

- 中核機関が地域権利擁護相談支援センターとして法定化されることで、その役割が明確化され、その業務に関し、守秘義務等も課せられることが予定されていることを踏まえ、既存の中核機関の運営マニュアルの見直しを行う（地域権利擁護相談支援センター運営マニュアル）。
- 制度改正を機に、市町村及び現在の中核機関職員等が地域権利擁護相談支援センターを円滑に運営できるようにするためのマニュアルとする。また、厚生労働省が実施する市町村・中核機関職員向け研修の教材等としても活用する。

（２）事業内容

- マニュアルの見直しに当たっては、学識経験者、専門職団体、市町村及び中核機関担当者等からなる「検討委員会」と「作業部会」を設置し、地域権利擁護相談支援センターのコーディネート業務や会議の運営のあり方や守秘義務規定等を踏まえた留意点等を整理する。
- なお、第1期計画の内容からの所要の見直しのほか、今般の地域権利擁護相談支援センターの法定化が施行される令和9年4月に向けて整理すべき事項と、家庭裁判所からの意見照会対応等の仕組みなどの民法等改正による成年後見制度の見直しの施行後に整理すべき事項を切り分けながら整理する。

（３）検討委員会

- ・ 学識経験者
- ・ 自治体（都道府県・市・町村）
- ・ 中核機関
- ・ 都道府県社会福祉協議会
- ・ 専門職団体
- ・ 当事者団体

（４）作業部会

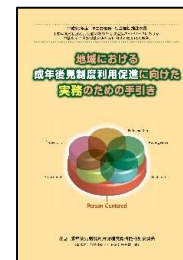
- ・ 学識経験者
- ・ 自治体（町村）
- ・ 中核機関
- ・ 都道府県社会福祉協議会
- ・ 一次相談窓口
（地域包括支援センター）
- ・ 権利擁護の実務経験者

（５）改定する既存マニュアル



平成29年度策定

厚生労働省 平成29年度老人保健健康増進等事業
地域における成年後見制度の利用に関する相談機関や
ネットワーク構築等の体制整備に関する調査研究事業
成年後見制度利用促進体制整備委員会
（事務局：公益社団法人 日本社会福祉士会）



平成30年度策定

厚生労働省 平成30年度社会福祉推進事業
成年後見制度利用促進のための地域連携ネットワーク
における支援機能のあり方に関する調査研究事業
成年後見制度利用促進支援機能検討委員会
（事務局：公益社団法人 日本社会福祉士会）

8. 現状・課題及び論点

現状・課題

- 第二期計画やその中間検証報告書等に基づき、中核機関を中心として、権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能強化を図る観点から、協議会への家庭裁判所のオブザーバー参加等を通じて、家庭裁判所との連携を図ることとしており、約7割の市町村において、何らかの形で家庭裁判所と「相互理解」の観点からの連携を図っている。
- 具体的な連携の在り方の一つとして、福祉側が把握している、本人の生活状況、支援状況、意思・意向等の情報を記載した「本人情報シート」について、一次的には医師が診断書等を作成する際の補助資料であるが、家庭裁判所における後見人等の選任の検討資料としても活用しており、関係省庁等で連携してその活用促進を図っている。
- 民法等改正法の施行に伴い、保護の必要がなくなると認められる場合には制度利用を終了することが可能となる。このことを見据え、社会保障審議会福祉部会報告書(令和7年12月)においては、家庭裁判所が制度利用の終了等の判断をするに当たって市町村に意見照会する場合の市町村における応答のあり方などについて整理を行った。

論点

- 現在の市町村・中核機関と家庭裁判所との連携の状況や、成年後見制度の見直しの内容を踏まえつつ、今後新たに連携が必要となることが想定される場面や、その際に必要と考えられる連携のあり方について、どのように考えるか(※)。

(※)主に民法等改正法の施行に伴う制度利用の終了の場면을想定しているが、それ以外の場面での連携のあり方についても、必要に応じてご指摘いただきたい。なお、権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける具体的な連携のあり方については、WG2においても議論を行うことを想定。